

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
第I編 2 用語の定義	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p>（ア）土木工事の場合、対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>（イ）港湾漁港工事の場合は、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 対象期間</p> <p>着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。</p> <p>(3) 現場閉所</p> <p>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。</p> <p>(4) 4週8休以上</p> <p>（ア）土木工事の場合</p> <p>月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、8日/28日以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</p> <p>通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。</p> <p>（イ）港湾漁港工事の場合</p> <p>月単位の4週8休以上とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</p> <p>なお、通期の4週8休以上は適用しない。</p> <p>(5) 発注者指定型</p> <p>発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p>対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 対象期間</p> <p>着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。</p> <p>(3) 現場閉所</p> <p>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。</p> <p>(4) 4週8休以上</p> <p>（ア）土木工事の場合</p> <p>対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。</p> <p>（イ）港湾漁港工事の場合</p> <p>_____工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) 発注者指定型</p> <p>発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式</p>
4 工事費の補正	<p>4 工事費の補正</p> <p>(1) 各経費の補正</p> <p>週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(2) 市場単価</p> <p>週休2日の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(3) 標準単価</p> <p>週休2日の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p>4 工事費の補正</p> <p>(1) 各経費の補正</p> <p>週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(2) 市場単価</p> <p>週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。</p> <p>(3) 標準単価</p> <p>「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用する。</p>

8 事務手続きについて	<p>8 事務手続きについて</p> <p>(1) 積算関係 当初積算時に、月単位または通期の「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。</p> <p>(2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は、補正なしとし、当初積算時の補正を減額する。</p> <p>(3) 入札事務手続き関係 週休2日制適用工事である旨等の明示を入札公告（入札通知書または見積依頼書）および特記仕様書等に記載するものとする。</p>	<p>8 事務手続きについて</p> <p>(1) 積算関係 当初積算時に、_____「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。</p> <p>(2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は、補正なしとし、当初積算時の補正を減額する。</p> <p>(3) 入札事務手続き関係 週休2日制適用工事である旨等の明示を入札公告（入札通知書または見積依頼書）および特記仕様書等に記載するものとする。</p>
11 附則	<p>11 附則</p> <p>この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附則 この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附則 この試行要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</p>	<p>11 附則</p> <p>この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>_____</p> <p>この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>_____</p>
【第II編】 2 用語の定義	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日 ①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 ②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 週休2日制適用工事 月単位または通期で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。</p> <p>(3) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。</p> <p>(4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(5) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(6) 4週8休以上 ①月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。 なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。 ②通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日 <u>対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p>なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 週休2日制適用工事 _____4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。</p> <p>(3) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。</p> <p>(4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(5) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(6) 4週8休以上 <u>対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u></p> <p>なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。</p>

<p>5 積算方法等</p>	<p>5 積算方法等</p> <p>(1) 週休2日制適用工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上） ①月単位の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上） 1.04 ②通期の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上） 1.02</p> <p>(2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、月単位の4週8休以上を前提に①により労務費を補正して工事費を積算する。 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が月単位の4週8休に満たない場合、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p>	<p>5 積算方法等</p> <p>(1) 週休2日制適用工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上） <u>1.05</u></p> <p>(2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、<u> </u>4週8休以上を前提に(1)により労務費を補正して工事費を積算する。 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が<u> </u>4週8休に満たない場合、<u> </u>請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則 この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附 則 この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附 則 この試行要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</p>	<p>附 則 この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。</p>